二十八　「試料提出」とは、核燃料物質その他の必要な試料を提出させることをいう。

二十九　「封印監視」とは、封印若しくは装置の取付け若しくは取り外し、取り付けられた封印若しくは装置の健全性の確認又は装置による記録の確認若しくは回収を行うことをいう。

三十　「サイト」とは、追加議定書第十八条ｂに規定するサイトをいう。

第二章　国際規制物資の使用等に関する規制

（国際規制物資の使用の許可の申請）

第二条　法第六十一条の三第二項の国際規制物資の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の種類及び数量については、当該国際規制物資に係る国際約束（保障措置協定を除く。）の締約相手国（国際機関を含むものとし、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあっては、当該複数の締約相手国又は国際機関。以下「供給当事国」という。）ごとに明らかにして記載すること。

二　法第六十一条の三第二項第五号の予定使用期間については、国際規制物資の種類ごとに記載すること。

三　法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者が法第六十一条の四第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨を記載すること。

（国際規制物資の使用の届出）

第三条　法第六十一条の三第四項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定使用期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（国際規制物資の貯蔵の届出）

第四条　法第六十一条の三第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される貯蔵の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（国際規制物資の廃棄の届出）

第五条　法第六十一条の三第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される廃棄の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（許可の取消し等に伴う届出）

第六条　法第六十一条の三第七項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定使用期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

3　法第六十一条の三第七項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。

第七条　法第六十一条の三第八項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される貯蔵の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

3　法第六十一条の三第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。

第八条　法第六十一条の三第九項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される廃棄の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

3　法第六十一条の三第九項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。

（法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者）

第九条　法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（国際規制物資の使用に係る変更の届出）

第十条　法第六十一条の五第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用の場所

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の予定年月日

（合併及び分割の認可の申請）

第十一条　法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　使用の場所